



筑波銀行

NEWS RELEASE

2024 年 9 月 2 日

「パートナーシップ構築宣言」の公表についてのお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、「パートナーシップ構築宣言（※）」を公表しましたので、お知らせいたします。

当行は、「地域のために 未来のために」～地域の皆さまの信頼をもとに、豊かな社会づくりに貢献します～とのコーポレートスローガンのもと、サプライチェーン全体の付加価値向上やビジネスパートナーの皆さまとの共存共栄を目的に、適切な取引関係を推進するとともに、銀行事業を通じて持続的に社会価値と経済価値を生み出すことにより、企業価値の一層の向上を追求し、持続可能な社会の発展への貢献を目指してまいります。

※ 「パートナーシップ構築宣言」とは、2020年5月に開催された経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入された宣言であり、企業が自主的に行う宣言です。

記

1. 制定の背景・理由

当行は「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。」という基本理念のもと、お客さまの課題解決に積極的に取り組んでおります。

そのような取組みの中、サプライチェーンを構築する取引先との共存共栄や取引先との望ましい取引慣行の順守など、「取引先との公正・公平な取引」の徹底はサステナビリティへの取組強化につながることから、「パートナーシップ構築宣言」を制定いたしました。

当行では、今後とも、地域の成長に責任を持つ企業として地域の課題解決に真摯に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2. 宣言内容

別紙をご参照ください。

以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○ 企業間の連携

取引先企業との深度ある対話をベースとした事業性評価を通じて経営課題を共有し、課題解決に向けて「とことん支援」に取り組んでいます。具体的には、販路拡大、事業承継・M&A、ビジネスマッチング、知財の活用など、取引先の企業価値向上に資する最適なソリューションを提供しています。

○ IT 実装支援

公的機関や外部専門業者等と連携し、取引先のデジタル化、DX の取組みを支援することでお客さまの暮らしや事業に役立つ社会基盤構築に繋がっています。



○ 専門人材マッチング支援

2021 年 11 月より人材紹介事業を開始しています。特に経営人材や幹部人材、高度なスキルを持つ専門人材のマッチングに注力することで、人的な側面からも取引先の経営課題解決に貢献しています。

○ グリーン化の取組み支援

取引先において SDGs への取組みを促進していただくため「SDGs 宣言書」策定支援を行っています。また、「筑波グリーンローン」「筑波サステナビリティ・リンク・ローン」の取扱いにより資金調達の面からも取引先の SDGs 経営を支援しています。

○ 健康経営に関する取組み支援

当行は、2017 年 9 月に「健康経営宣言」を策定し、グループ各社と筑波銀行健康保険組合が一体となり、従業員組合や産業医等と連携して、従業員および家族の心と身体の健康保持・増進を図るための施策等に取り組んでいます。

また、2020 年 7 月に明治安田生命保険と「健康増進に関する連携協定」、2022 年 12 月に損害保険ジャパン株式会社および S O M P O ひまわり生命保険株式会社の 3 社にて「健康経営の推進に関する連携協定」を締結し取引先に対し、健康経営に関する情報提供、ビジネスマッチングを通じた健康経営優良法人認定取得の支援を行っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行では、「地域のために 未来のために」をコーポレートスローガンとして、当行グループ一丸となって「地域のお客さまに寄り添い“とことん”支援」を実施しています。

また、2019年4月より「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」をスタートさせ、SDGsが掲げる社会的課題の解決を通して地域の持続的成長に取組み、地域とともに成長し続け「ファースト・コール・バンク」としての存在感の確立を目指します。

2024年8月26日

株式会社筑波銀行

取締役頭取 生田 雅彦